



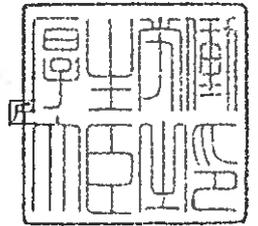
厚生労働省発基0627第1号

令和元年6月27日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第4号の規定に基づき、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 徴収法第十五条第一項の規定による概算保険料申告書であつて、徴収則第一条第三項第一号の一般保険料に係るもの（徴収法第四条の二第一項の規定による届書（有期事業、労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業及び徴収法第三十九条第一項に規定する事業に係るものを除く。次号において同じ。）に併せて、健康保険法施行規則第十九条に規定する届書等を提出する場合に、これらの届書と同時に提出するものに限る。）の提出については、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して行うことができるものとする。

二 徴収法第四条の二第一項の規定による届書の提出は、当該届書に併せて、健康保険法施行規則第十九条に規定する届書等を提出する場合には、徴収則第七十八条第二項第一号及び第二号に規定する事業ごとに、年金事務所、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長を経由して行うことができるものとする。

第二 施行期日

この省令は、令和二年一月一日から施行すること。